

本店と支店間業務分担等に関する規定

弁護士法人 TLEO 虎ノ門法律経済事務所（以下、「甲」という）と、弁護士法人 TLEO 虎ノ門法律経済事務所の支店（以下、「乙」という）の業務分担につき、以下のとおり定める。

本店と支店間の業務分担を決定するにあたり、甲に所属する社員は、甲の経営に関する以下の経営理念及び経営ビジョンを確認する。

経営理念

① 依頼者のために最善の努力を尽くす

当事務所は、社会生活で生じる様々な紛争の解決または紛争の予防をする総合病院的事務所をつくり、依頼者に対して誠実で質の高い法律的及び経済的サービスを提供し、依頼者の権利及び利益を擁護するために最善の努力を尽くす。

② 人材の育成

当事務所は、高度の職業倫理観と志を持つ弁護士・職員の育成に努める。

③ 社会貢献

当事務所は、地域社会とのつながりを大切にすることともに、公益活動への積極的取り組みを通じて社会貢献する。

（基本方針）

1. 人間の尊重を基本とした「魅力ある事務所」を創る。
2. 依頼者や社会から「信頼される事務所」を創る。
3. 時代とともに成長する「活力ある事務所」を創る。

（行動指針）

1. 我々は、人間の幸福に奉仕する者であるから、人間という存在への「暖かい思いやりと深い愛情」を根底に据えて仕事をするということを心得て行動しなければならない。
2. 品性、人格の陶冶は、凡ての人間を人間として受け入れることのできる開け広げられた自己、暖かい思いやりのある心を養うことによって、可能になる。
我々は、質素な生活をしながら、精神的な財を貯えて心豊に生きることをめざし、「目線は高く、足許は謙虚に」ということを心得て行動しなければならない。
3. 仕事の対価を取得することはプロとして当然であり、対価にふさわしい仕事をすることにプロとしての誇りをもつべきであるが、いやしくも利益のみを追求し、これを貪るようなことがあってはならない。つまり、「君子愛財 取之有道（君子財を愛す これを取るに道あり）」ということを心得て行動しなければならない。

依頼者と共有する

経営ビジョン

「法の支配がわが国全体に行き届くようになり、国民全員が衡平な解決が得られる社会を作る」

私たちの夢

私たちの夢は、自由と公正を核とする法（秩序）があまねく国家、社会に息づくようにするための総合病院的事務所になることです。

- ① 私たちの夢は、依頼者に法的な解決をするうえで、経営理念と一人ひとりの人間性を伝えるように伝え、依頼者にとって法的な面と経済的な面を含め最も幸福になる解決ができるよう最善の努力をし、依頼者そしてその家族が幸せになるお手伝いをして、依頼者から喜ばれることです。
- ② 私たちの夢は、全社員が経営理念のもとに、同じ価値観を共有し、使命感に燃えて熱き心で仕事をして、事務所も社員も依頼者のモデルになることです。
- ③ 私たちの夢は、心の温かい事務所、心根のやさしい人間の集団になること。そして、社員とその家族に真に喜ばれる事務所になることです。

第1条（目的）

本規定は、法の支配が全国に行き届くようにするため、甲が全国に支店を設置し運営するにあたり本支店間の役割分担を定めることを目的とする。

第2条（本支店の業務分担）

本支店間における業務分担は、以下のとおりとする。

- (1) 本店は、支店の経営及び法律問題の処理について指導する。
- (2) 支店は支店内における事件の受任・処理・報酬の受け取り・経費の支払その他支店運営に関する事項を支店の責任において行う。

第3条（弁護士の募集）

- 1 甲と乙とはいずれも職務遂行上必要なアソシエイトを募集することができる。
- 2 本店において募集するアソシエイトは、本店に所属する弁護士と将来支店パートナーを希望する弁護士とに区分して採用する。支店パートナーを希望する弁護士については、司法修習終了直後に入所する弁護士については、原則として1年間本店において弁護士業務を行った後、支店のパートナーとなる。弁護士経験を有する者が支店パートナーを希望して入所したときは、経験年数により1カ月以上本店において研修した後、支店のパートナーとなる。
- 3 アソシエイトとして本店所属又は支店所属の弁護士を採用したときは、原則として採用後5年を経過したときパートナー弁護士とする。

第4条（個人事件の取り扱い）

平成26年12月以降に本店に入所する弁護士及び支店に所属する弁護士は、原則として個人事件を受任することができない（弁護士会費は事務所負担とする。）。ただし、弁護士業務以外の案件（講演等）は受任することができる。

法テラスの国選弁護等弁護士法人として受任できない案件は、一旦個人で案件を受任した上で、甲・乙の売上とする。

第5条（出資金）

甲及び乙所属の弁護士がパートナー弁護士となるときは、甲の社員とし、社員登記を行う。

- 2 代表社員千賀修一（以下「代表社員」という）は、パートナーとなる弁護士に対し甲の出資金のうち持分80分の1（金100万円）を贈与する。

但し、パートナーとなる弁護士は、この贈与を受けた日から10年以内に甲から退所する場合、代表社員とパートナーとの贈与契約は無条件にて解除されパートナーとなった弁護士は代表社員に甲の出資持分80分の1を無条件で返還する。

第6条（金銭の清算等）

- 1 乙は、乙売上の5%及びこれに対する消費税を本店管理費として支払うものとし、それ以外の金銭の出納については乙の支店長において決定することができる。乙は、原則として独立採算とし、乙に利益が生じたときは、乙支店の支店長の判断により乙所属の弁護士、事務職員の給与を決定して所属弁護士の報酬を増減することができる。
- 2 甲は、支店設置に必要な一切の費用を本店の資金をもって設立し、また支店運営に必要な資金として金200万円を支店運転資金として支店口座に振り込む。乙は、この運転資金を使用して支店の運営を開始するものとし、甲は、設置後1年間は、乙の支店長に対し一定額の給料を取得できるよう保証する。
支店設置1年経過後支店経営するうえにおいて黒字となったときは支店長の判断で給料を増額することができる。赤字となったときは、甲は乙の支店長と協議し、同支店長の給料を減額したうえ、甲が支店の資金繰りに必要な運転資金を追加する等して支援することとする。但し赤字額が多額であるときは、甲、乙協議のうえ支店経営の方針を決定する。
- 3 その他金銭の出納・支払、精算に関しては、別に本支店経理規定を定めこれにより処理する。

第7条（本・支店共同受任）

支店において複雑な案件を受任するとき、乙の支店長は、本店の弁護士を指名し本店弁護士と共同して受任することができる。共同受任としたときの本支店間の報酬の分配割合は、支店長と本店担当弁護士と協議のうえ決定する。

第8条（3S会支部）

乙は、別途一般社団法人シニア総合サポートセンター（以下、「3S会」という）と締結する賃貸借契約・業務委託契約に基づき、その支店内に3S会の支部を設置し、3S会支部の運営を行う。

乙の支店長は、3S会にサポート会員として入会し、3S会支部長又は支部理事に就任する。

第9条

本規定は、平成26年9月20日から施行し、これを改訂するときは、甲の社員総会により決定する。